別表第2(第5条関係)【伝統的工芸品】

別表第2(第5) 関連 製造物の種類		全域(全域) (全域) (全域) (主义) (主义) (主义) (主义) (主义) (主义) (主义) (主义				
		指定する原材料	指定する製造工程	申請基準		
伝統的工芸品	紀州漆器	昭和53年通商産業 省告示第51号によ り告示された原材料	昭和53年通商産業 省告示第51号によ り告示された製造工 程	製造事業者及び製造する地域は昭和53年通商産 業省告示第51号により告示されものに限る。		
	紀州箪笥	昭和62年通商産業 省告示第156号に て告示された原材料	昭和62年通商産業 省告示第156号に て告示された製造工 程	製造事業者及び製造する地域は昭和62年通商産業省告示第156号により告示されものに限る。		
	紀州へら	昭和63年和歌山県 告示第158号にて 告示された原材料	昭和63年和歌山県 告示第158号にて 告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は昭和63年和歌山県告示第158号にて告示されたものに限る。		
	保田紙	昭和63年和歌山県 告示第159号にて 告示された原材料	昭和63年和歌山県 告示第159号にて 告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は昭和63年和歌山県告示第159号にて告示されたものに限る。		
	御坊人形	昭和63年和歌山県 告示第160号にて 告示された原材料	昭和63年和歌山県 告示第160号にて 告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は昭和63年和歌山県告示第160号にて告示されたものに限る。		
	皆地笠		平成2年和歌山県告示第406号にて告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は平成2年和歌山県告示第406号にて告示されたものに限る。		
	那智黒硯		平成2年和歌山県告示第407号にて告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は平成2年和歌山県告示第407号にて告示されものに限る。		
	野鍛冶刃物	平成14年和歌山県 告示第1096号に て告示された原材料		製造事業者及び製造する地域は平成14年和歌山県告示第1096号にて告示されたものに限る。		

	紀州鑑	平成16年和歌山県 告示第228号にて 告示された原材料	平成16年和歌山県 告示第228号にて 告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は平成16年和歌山県告示第228号にて告示されたものに限る。
	棕櫚箒	平成16年和歌山県 告示第228号にて 告示された原材料	平成16年和歌山県 告示第228号にて 告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は平成16年和歌山県告示第228号にて告示されものに限る。
	根来寺根 来塗	平成19年和歌山県 告示第950号にて 告示された原材料	平成19年和歌山県 告示第950号にて 告示された製造工程	製造事業者及び製造する地域は平成19年和歌山県告示第950号にて告示されものに限る。
	紀州高野組子細工	平成 22 年和歌山県 告示第1036号に て告示された原材料	平成 22 年和歌山県 告示第1036号に て告示された製造工 程	製造事業者及び製造する地域は平成22年和歌山県告示第1036号にて告示されたものに限る。